

令和7年度 町民税・県民税申告受付票

申告が必要な方は、申告に来られる方の氏名等必要事項を下記の「受付票」に記入し、切り離して申告の際、受付に提出してください。なお、世帯内（同一家屋で別世帯の場合も含む）で複数名申告に来られる場合は、この用紙をコピー又は町ホームページから印刷し、それぞれ記入して受付に提出してください。

○大切なお知らせ○

◆次に該当する方は申告をしていただくか、別紙「令和7年度 住民税・国民健康保険税簡易申告書」を提出してください。

◇課税対象にならない収入（遺族年金、障害年金、雇用保険）のみの方、または無収入の方

◇収入が無く、ご家族に扶養されている場合

（扶養主の申告で扶養に入れる予定がある場合や、既に会社等の年末調整で扶養に入れた場合を除く）

◇収入が公的年金等のみで、その収入額が400万円以下の方 ※1

※1 源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受けている方は、確定申告が必要です。

なお、上記に該当する方が世帯内に複数名いる場合は、それぞれ申告していただくか、別紙『令和7年度 住民税・国民健康保険税簡易申告書』をコピー又は町ホームページから印刷し、提出してください。

☆「令和7年度 住民税・国民健康保険税簡易申告書」は村田町役場税務課、沼辺支所、菅生出張所、各申告相談会場（申告相談開催時のみ）にも用意してあります。

◆申告が必要かどうかは『令和7年度町民税・県民税申告相談のお知らせ』をご覧ください。税務課までお問い合わせください。

☆期限までに申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の軽減が受けられない場合があります。また、所得証明書や課税証明書等の交付を希望されても即日交付はできません。

☆申告相談はお住まいの地区の指定日（「令和7年度町民税・県民税申告相談のお知らせ」の「2. 申告相談の日程」を参照）にお越しください。なお、ご都合のつかない方は事前に税務課にご相談をいただくか、税務署で申告をしてください。

【お問い合わせ】 村田町役場税務課 0224-83-6403

キ リ ト リ

町民税・県民税申告受付票

令和 年 月 日提出

住 所	現 住 所				
	令和7年1月1日 現在の住所		電 話		
フリガナ		生年月日	世帯主氏名	続 柄	
氏 名		明・大 昭・平			